さらに、被請求団体は、前記のとおり、位階制度による上命下服の組織体制を有していると認められるため、人的要素に係る危険な要素の質的・量的程度を把握するためには、全出家構成員の位階を特定してその構成を把握した上で、被請求団体の組織としての方向性を決定付け得る位階上位者がどの程度存在し、更にその中に、無差別大量殺人行為に関連する属性を有している者がどの程度存在するのかなどを把握する必要があるが、出家構成員の位階の不報告により、かかる把握が困難になっている。

ウ　次に、物的要素に係る危険な要素の質的・量的程度を把握するためには、当該団体の活動の用に供されている土地及び建物について、それらが例えば武器等の保管や製造に用いられるなど、無差別大量殺人行為に関連する用途に使われ、あるいは、使われようとしている状況がないかどうか等を把握する必要があるが、新越谷施設、水口施設及び北越谷施設の一部の所在、地積（規模）及び用途の不報告により、かかる把握が困難になっている。

中でも、松本の二男及び松本の妻は、新越谷施設に滞在し、同所を拠点として、前記２⑵ア及びイのとおり、平成26年頃から令和７年４月までの間に、相応の頻度で、被請求団体の幹部構成員等との間で、被請求団体の運営に関する会合を開催し意向を伝達したり発言をしたりしていたのであるから、この中で無差別大量殺人行為に関する謀議がなされていないか等を把握する必要があったにもかかわらず、新越谷施設の所在、地積（規模）及び用途の不報告により、長期間にわたり、その実態が明らかとなることがなかった。

エ　さらに、資金的要素に係る危険な要素の質的・量的程度を把握するためには、例えば武器の購入代金や毒物製造施設の建設等、無差別大量殺人行為に関連を有する事項に投資可能な現金や預貯金の総額を把握する必要があるほか、武器購入等の取引などに使用可能な預貯金口座の有無・口数を把握する必要がある。

また、被請求団体においては、複数の法人等を用いて収益事業を行うことで資産を形成している実態があるため、被請求団体がこれらの収益事業を利用して無差別大量殺人行為に関連する活動を行っていないかどうかといった点や、これらの収益事業に係る資産から無差別大量殺人行為に関連を有する事項にどの程度の資金を投入することが可能かといった点などを把握する観点から、これら収益事業の事業内容や資産状況等を把握する必要がある。

ところが、被請求団体が本件10口座に係る預貯金の種類等を報告せず、また、㋑から㋭までの各収益事業の種類及び概要等やこれらに係る資産の不報告により、これらの把握が困難になっている。

オ　このように、本件一部不報告の具体的内容は、人的要素、物的要素及び資金的要素に係る危険な要素の質的・量的程度の把握を困難にするものであり、５月報告書における不報告の内容を踏まえると、状況は一層予断を許さないものとなりつつある。

⑶　㋑不報告の程度（期間の長短、範囲の広狭など）について

ア　本件一部不報告は、その期間だけでも約６か月間という長期間に及び、中でも、被請求団体は、新越谷施設については、松本の二男及び松本の妻が同所を拠点とするようになった平成26年頃以降、本件処分請求までの間、一度も報告をしていなかった。

また、水口施設については、同施設を住所とする出家構成員を継続的に有していながら、平成20年11月15日付け第36回「報告書」以降、本件一部不報告に至るまで不報告を続けていた。

さらに、㋑から㋭までの各収益事業の種類及び概要等やこれらに係る資産について見ると、実際には従前と同様、これらの収益事業を営み、これらに係る資産を有していたと認められるにもかかわらず、令和２年２月15日付け第81回「報告書」（以下「第81回報告書」という。）以降、不報告を続けるなどしていたものであり、その不報告の期間は長期にわたっている。

イ　さらに、被請求団体が提出した平成28年11月13日付け第68回「報告書」によれば、同年10月末時点では、被請求団体の全資産に占める収益事業に係る資産の割合が約13パーセント、それ以外の資産の割合が約87パーセントであったものが、被請求団体が５月報告書に「人格のない社団Alephの構成員全員の総有に属する資産及び負債」として記載した金額及び各施設に対する立入検査等により確認された収益事業に係る資産を前提とすれば、令和８年１月末時点では、㋑から㋭までの各収益事業も含めた被請求団体の全資産に占める収益事業に係る資産の割合が約86パーセント、それ以外の資産の割合が約14パーセントとなっていることが認められる。これらの事情に照らせば、㋑から㋭までの各収益事業に係る資産は被請求団体全体の資産のうち主要部分を占めるものと考えられる。

したがって、㋑から㋭までの各収益事業の種類及び概要等やこれらに係る資産の不報告は、被請求団体の有する資産量や資産形成過程の主要部分を明らかにしないものであって、被請求団体の資金的要素に係る不報告の範囲は非常に広いといえ、また、被請求団体による不報告が長期にわたっていることも相まって、被請求団体の資産の全体像や被請求団体内部の資金の動きについての把握が困難になっているということができる。

⑷　㋒「報告書」の他の記載事項や過去の「報告書」の記載事項に基づく把握可能性の有無について

本件一部不報告に係る要報告事項については、基本的に本件各報告書の他の記載事項や過去の「報告書」の記載事項に基づきこれらを把握することは困難と考えられる。特に収益事業に関する事項については、前記２⑸イ㋒記載のとおり、各収益事業の本店所在地は本件各報告書の他の記載事項から把握可能であるものの、それ以外の収益事業の種類及び概要等を他の記載事項から把握することは困難であるし、収益事業について被請求団体から最後に「報告書」の提出があったのは、令和元年11月であり、現在までに相当長期間のブランクが生じていることからすれば、過去の「報告書」の記載事項から、現在の各収益事業の種類及び概要等やこれらに係る資産を把握し、現在の資金的要素に係る危険な要素の質的・量的程度を推し量ることも困難である。

以上のとおり、特に各収益事業の種類及び概要等やこれらに係る資産を中心に要報告事項を「報告書」の記載事項等から把握することが困難である。

⑸　㋓任意調査及び立入検査による把握の可能性・容易性・迅速性について

ア　観察処分に付された団体の活動状況を明らかにするための方策としては、「報告書」による把握のほか、いわゆる任意調査（法第７条第１項）及び立入検査（同条第２項）がある。

もっとも、法は、本来、当該団体から法第５条第２項又は第３項の規定による報告がされ、その報告の内容により要報告事項を容易かつ迅速に把握することができることを前提にした上で、同報告により示される当該団体の活動状況を基に、その裏付けをとったり、これを端緒として更にその活動状況を明らかにしたりするための方策として、任意調査及び立入検査の規定を置いていると解される。そうである以上、法の定める報告がされないために、本来は同報告によって容易かつ迅速に把握できるはずの要報告事項を把握できないという状態それ自体が、基本的に、法第８条第１項柱書き後段の規定する「無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難」な状態に当たるというべきである。